

# 8月1日より し尿処理手数料を改定します

し尿処理手数料は、平成9年以来据え置き（消費税率の改定を除く）となってきましたが、人件費、設備費の高騰などが続く中、安定した業務運営を維持していくため、このたび改定することとなりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**改定時期** 令和6年8月1日以降の収集分から



## ◆ 1か月あたりの収集手数料の変化

区分	現在の手数料	改定後の手数料
普通便槽	世帯人数 × 506 円 (税抜価格 460 円)	世帯人数 × 590 円 (税抜価格 537 円) 【計算式】(世帯人数 × 税抜価格 537 円) × 1.1 (消費税 10%)
無臭便槽	世帯人数 × 506 円 (税抜価格 460 円) + 451 円 (税抜価格 410 円)	世帯人数 × 590 円 (税抜価格 537 円) + 506 円 (税抜価格 460 円) 【計算式】{(世帯人数 × 税抜価格 537 円) + 460 円} × 1.1 (消費税 10%)
簡易水洗	18ℓにつき 225 円 (税抜価格 205 円)	18ℓにつき 253 円 (税抜価格 230 円) 【計算式】{230 円 (18ℓにつき) × くり取りした量} × 1.1 (消費税 10%)

●お問合せ 環境センター (☎0948-22-6363 FAX:0948-22-6630)

## 飯塚市国民健康保険に加入の皆様へ

令和6年8月1日から飯塚市国民健康保険被保険者証が更新されます。

- 有効期限  
8月1日から翌年7月31日まで
- 交付方法  
世帯主宛ての簡易書留郵便による郵送
- 郵送時期  
7月中旬から下旬

今年は  
オレンジです



配達時にご不在だった場合、郵便受けに「郵便物等ご不在連絡票」が入りますので、郵便局の保管期間内にお受け取りください。(受取方法については、郵便局へお問合せください。)

### 令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります ～マイナ保険証をご利用ください～

お手元にある有効な保険証は、令和6年12月2日以降も、保険証に記載の有効期限まで使用できます。  
※転職・転居等で加入している保険者(健康保険組合、協会けんぽ、共済など)が変わった場合は使えなくなります。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証の有効期限が切れる前に申請することなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

お問合せ 医療保険課 (☎0948-96-8212)